

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりBaycom WiMAX+5Gサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

- 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の基本使用料の支払いを要します。ア 利用の一時中断をしたときイ 提供停止があったとき
- 前号の規定によるほか、契約者は、第44条（責任の制限）に定める場合を除き、Baycom WiMAX+5Gサービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

第32条（ユニバーサルサービスの支払義務）
Baycom WiMAX+5G契約者は、料金月の末日が経過した時点でBaycom WiMAX+5Gサービスの提供を受けていたときは、料金表（ユニバーサルサービス料）に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。
Baycom WiMAX+5G契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。
3 第1項の規定にかかわらず、そのBaycom WiMAX+5Gサービスに係る電話番号がM2M等専用番号である場合、ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。

第33条（電話リレーサービスの支払義務）
Baycom WiMAX+5G契約者は、料金月の末日が経過した時点でBaycom WiMAX+5Gサービスの提供を受けていたときは、料金表（電話リレーサービス料）に規定する電話リレーサービス料の支払いを要します。
2 Baycom WiMAX+5G契約者は、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社が電話リレーサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。
3 第1項の規定にかかわらず、そのBaycom WiMAX+5Gサービスに係る電話番号がM2M等専用番号である場合、電話リレーサービス料の支払いを要しません。

第34条（手続きに関する料金の支払義務）
Baycom WiMAX+5G契約者は、Baycom WiMAX+5Gサービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第3節 料金等の計算
第35条（料金の計算方法等）
当社は、Baycom WiMAX+5G契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、プラスエリアモードオプション料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料は、料金月に従って計算するものとします。ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。（注）本条により計算された支払いを要する額は、この約款に定める税込額（税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）に基づき計算した額と異なる場合があります。

第36条（料金の一括後払い）
当社は、当社に特別の事情がある場合は、Baycom WiMAX+5G契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第37条（料金等の臨時減免）
当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。
2 当社は、前項の規定により料金等の減免を行ったときは、当社の指定するホームページに掲載する等の方法により、そのことを周知します。

第38条（割増金）
契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額）の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第39条（延滞利息）
契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5％の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7章 保守
第40条（当社の維持責任）
当社は、当社の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

第41条（Baycom WiMAX+5G契約者の維持責任）
Baycom WiMAX+5G契約者は、無線機器を技術基準等に適合するよう維持していただきます。
2 前項の規定のほか、Baycom WiMAX+5G契約者は、無線機器を無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

第42条（Baycom WiMAX+5G契約者の切分責任）
Baycom WiMAX+5G契約者は、無線機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に当社の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。
2 前項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、当社が別に定めるサービス取扱所又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が無線機器又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税等相当額を加算した額とします。

第43条（修理又は復旧）
当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第8章 損害賠償等
第44条（責任の制限）
当社は、Baycom WiMAX+5Gサービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのBaycom WiMAX+5Gサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同等の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約の損害を賠償します。
2 前項の場合において、当社は、契約者の請求に基づき、その利用が全くできない状態にあることを当社が知った時刻からその利用が再び可能になったことを当社が確認した時刻までの時間数を24で除した数に

利用料金の月額額の30分の1を乗じて得た額を利用料金から差し引きます。ただし、当該請求をなし得ることとなった日から3ヶ月以内に当該請求が行われなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。
3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりBaycom WiMAX+5Gサービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
4 当社は、当社が提供するサービス内容、また契約者がサービス利用において得る情報など（コンピュータプログラム、メールなど）についてその正確性、完全性又は有用性などの保証はいたしません。当該情報等のうち当社以外の第三者による提供に係るもの起因して生じた損害などについては当社は一切責任を負いません。
5 当社は、契約者がサービス利用に関して、他の契約者又は第三者に与える障害について、一切責任を負わないものとします。

第45条（免責）
当社は、免責者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任を負いません。
2 当社は、この約款等の変更により無線機器又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件（事業法の規定に基づき当社が定めるBaycom WiMAX+5Gサービスに係わる端末設備等の接続の技術的条件をいいます。）の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている無線機器又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。
3 Baycom WiMAX+5Gサービスの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、サービスを通じて登録、提供もしくは収集された契約者の情報の消失その他サービスに関連して発生した契約者の損害について、当社は本規定に定める以外は一切の責任を負わないものとします。
4 インターネット、コンピュータ、通信回線に関する技術水準、ならびにネットワーク、ソフトウェア自体の高度な複雑さに照らして、当社が提供する本サービスについて瑕疵のないことを保証することができないこととします。この件について契約者はあらかじめ了承し、当社は免責されるものとします。
5 当社は第26条（通信利用の制限）乃至第29条をもとに提供制限を実施した場合、利用できなかった期間の損害については、一切責任を負わないものとします。

第9章 雑則
第46条（承諾の限界）
当社は、契約者から請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは 保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別項の定めがある場合は、その定めるところによります。

第47条（無線事業における利用の禁止）
Baycom WiMAX+5G契約者は、この約款により提供を受ける契約者回線について、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業（事業法施行規則に定める公衆無線LANアクセスサービス、携帯電話又はPHSに係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。）の用に供してはならないものとします。

第48条（利用に係るBaycom WiMAX+5G契約者の義務）
Baycom WiMAX+5G契約者は、次のことを守っていただきます。
端末設備（無線機器に限ります。）又は自営電気通信設備（無線機器に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、又はその設備に線索その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は無線機器もしくは自営電気通信設備の接続もしくは 保守のため必要があるときは、この限りではありません。
2 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
3 当社が端末設備又は自営電気通信設備に登録した認証情報を改ざんしないこと。
4 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、もしくは他人の利益を害する態様でBaycom WiMAX+5Gサービスを利用し、又は他人に利用させないこと。

5 位置情報（端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報を含みます。以下同じとします。）を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
6 契約者は、Baycom WiMAX+5Gサービスを利用するにあたって、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとします。
（1）当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
（2）第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
（3）第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

（4）詐欺、児童売買等、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
（5）わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を誘起させる広告を表示または送信する行為
（6）薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売する行為

（7）販売又は頒布を目的で、広告規制の対象となる希少野生動物植物種の個体等の広告を行う行為
（8）貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為
（9）無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
（10）当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
（11）第三者になりすまして本サービスを利用する行為
（12）ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
（13）無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
（14）第三者の設備等または当社の設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
（15）違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
（16）違法行為（けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を誘ひ、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
（17）人の殺害現場等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
（18）人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
（19）その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
（20）犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、第三者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者としてウェブページに掲載等させることを助長する行為

（21）その他、公序良俗に違反し、または第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
7 契約者は、第1項及び第4項の規定に違反して電気通信設備を欠失し、又はき損したときは、当社が指定する 期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
8 ID等を紛失した場合や第三者に知られた場合、又は第三者に利用されていることが判明もしくは悪態される場合、契約者はただちに当社にその旨を連絡するものとし、当社の指示がある場合にはこれに従うものとします。
9 当社はID等の使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負いません。契約者はID等の管理

責任を負うものとし、ID等を契約者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買などをしてはならないものとします。
10 契約者はサービスを利用するために必要な機器、ソフトウェアなどを自己の費用と責任において準備し、契約者は自己の費用と責任で本サービスを利用するものとします。
11 契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

第49条（他の電気通信事業者への通知）
Baycom WiMAX+5G契約者は、第13条（Baycom WiMAX+5G契約者が行う契約の解除）、第14条（当社が行う契約の解除）の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、当社が個人情報の取扱い等について定めたプライバシーポリシー（以下「プライバシーポリシー」といいます。）に定める電気通信事業者からの請求に基づき、同プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

第50条
Baycom WiMAX+5G契約者は、提携事業者が当社と提携して提供する電気通信サービスに係る料金の割引（当社所定のものに限ります。）をBaycom WiMAX+5G契約者に案内及び提供するために（以下「本目的」といいます。）、その氏名、住所、電話番号、生年月日並びに締結している契約の内容及び契約状況等の情報を、本目的の達成に必要な範囲で当社が提携事業者に提供することにあらかじめ同意するものとします。

第51条（閲覧）
この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第52条（通信の秘密）
当社は、事業法第4条に基づき、契約者の通信の秘密を守るものとします。
2 刑事訴訟法第218条（令状による搜索）その他他法もしくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当社は、当該処分、命令の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
3 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第5条（発信者情報の開示請求）に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当社は、当該開示請求の範囲で第1項の守秘義務を負わないものとします。

第53条（契約者に係る情報の取扱い）
当社は、地域メディアとしての社会的責務に鑑み、当社代表取締役社長を個人情報管理責任者とし、厳正な個人情報の管理を実施します。取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーとそ関連事項に定めます。また、契約者の個人情報に関する窓口業務を当社お客様センターで実施します。
2 当社が契約者の個人情報を利用する目的は以下の通りです。
（1）新サービス実施に必要な範囲において、業務提携先、業務委託先に限定した情報の提供
（2）サービスを開始、継続、又は終了するために必要な、施工監理・機器管理・システム管理・番組供給・課金管理・料金請求・障害対応などの業務遂行

（3）契約者のサービス利用に関連した、問い合わせ・相談・苦情対応、アフターサービス・点検業務・サポート、番組ガイド・メンテナンス情報などの送付
（4）電子メール、ダイレクトメールなどを通した、当社が提供する商品・広告・サービスに関する情報、キャンペーン・フェア・催事に関する情報、アンケート、モニターに関する情報の提供、当社の販売促進活動
（5）サービスの新規企画・開発、顧客満足度の向上を目的とした調査分析
（6）個人を識別できない開示用統計データの作成
3 当社は、契約者が、NHK団体一括支払いサービス、デジタルサービス、オプションチャンネル、ケーブルインターネット、LTE無線通信サービス及びWiMAX+5Gサービスにお申込みの場合は、契約者の個人情報とそれぞれ日本放送協会、番組供給会社、インターネット運営会社に提供します。また、サービス利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収のため必要な範囲で、契約者の個人情報や業務提携先、業務委託先、金融機関等に提供します。
4 当社は、前三項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第27条第1項第一号から第四号に該当する場合を除いて、契約者の同意なしに契約者の個人情報等を第三者に提供することはありません。
5 当社は、契約者に必要なサービスを提供するために、以下の業務で個人情報の預託を実施します。
（1）サービス開始・維持・終了にともなう工事、機器設置・回収業務
（2）通信・ネットワークの設定、管理業務
（3）番組ガイド・請求書・連絡文書などの配達業務
（4）ダイレクトメールなどの販売促進業務
（5）ヘルプデスク業務
（6）料金督促業務
6 契約者から当社への個人情報のご提供は任意ですが、ご提供いただけない場合、当社のサービス提供ができない場合があります。
7 契約者の個人情報の開示・訂正・削除・苦情などは当社お客様センター（フリーダイヤル0120-40-1173）にてうけたくまわっております。

第54条（契約者の関係者による利用）
当社が別途指定する手続きにより、契約者が当該契約者の家族その他の者（以下「関係者」といいます。）に利用させる目的で、かつ当該関係者のBaycom WiMAX+5Gサービスの利用に係る利用料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約者と同様にこの約款を遵守させる義務を負うものとします。
2 前項の場合、契約者は、当該関係者が第48条（利用に係るBaycom WiMAX+5G契約者の義務）第6項の各号に定める行為のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、この約款の各条項が適用されるものとします。

第55条（情報等の削除等）
当社は、契約者による本サービスの利用が第48条（利用に係るBaycom WiMAX+5G契約者の義務）第6項の各号に該当する場合、当該利用に関し第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせることで講ずることがあります。
（1）第48条（利用に係るBaycom WiMAX+5G契約者の義務）第6項の各号に該当する行為をやめるように要求します。
（2）第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求します。
（3）契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
（4）事前に通知できない状態で、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます。
2 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するのではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第56条（国内法への準拠）
この約款は日本国内法に準拠するものとし、契約により生じる一切の紛争等については、当社本社所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

第57条（定めなき事項）
この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社および契約者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

附則（実施期日）
1 この約款は、2024年10月1日から実施します。
2 この約款実施前に、支払い又は支払わなければならない利用料その他の債務については、なお従前のおとりとします。

クレジットカード支払いに関する特約
1 契約者は、契約者が支払うべき料金等を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
2 契約者は、契約者から当社に申出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、契約者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、契約者が届け出たクレジットカード以外で当社が 代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
3 契約者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
4 当社は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。

通則
（料金の計算方法）
1 当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。（端数処理）
2 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。（料金等の支払い）
3 契約者は、料金に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するクレジットカード決済により支払うものとします。ただし、当社が提供する利用中のサービスと放送サービス、ケーブルインターネットサービス及びケーブルプラス電話サービスと同時に利用の場合に限り、同一の口座振替又はクレジットカード決済により支払うものとします。なお、請求書及び領収書は発行しないものとします。
4 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。（料金）
5 この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する消費税等を含む金額とします。

料金表
Baycom WiMAX+5Gに関する料金
1 適用 基本使用料の適用については、第31条（基本使用料の支払義務）によるほか、次のとおりとします。（注）料金表の金額には消費税等相当額を含みます。

2 料金額		
基本使用料		
項目		料金額
Baycom WiMAX+5G利用料		月額4,950円
プラスエリアモード利用料（オプション）		月額1,100円 ※1
ユニバーサルサービス料		ユニバーサルサービス支援機関（電気通信事業者協会）が公表する認可料金の相当額※2
電話リレーサービス料		電話リレーサービス支援機関（電気通信事業者協会）が公表する認可料金の相当額※2

※1 Baycom WiMAX+5G契約者がプラスエリアモードを利用した場合、その月の利用料に追加してお支払いいただきます。ただし、本契約においてUQ mobile自宅セット割インターネットコースまたはauスマートリビューの適用を受けている場合はUQまたはauが定める期間の支払いを要しません。（本契約におけるUQ mobile自宅セット割インターネットコースまたはauスマートリビューの適用に関してはauへのお申込みが必要です）
※2 ユニバーサルサービス料や電話リレーサービス料に係る制度およびお客様への請求につきましては、以下 URL をご参照下さい。（ユニバーサルサービス料に係るもの：https://www.jcom.co.jp/catv-service/universal/、電話リレーサービス料に係るもの：https://www.jcom.co.jp/catv-service/telephonerelay/）

手続きに関する料金		
項目		料金額
Baycom WiMAX+5G登録料		3,300円
違約金		4,950円 最低利用期間内解約に限る
請求書等発行手数料		220円～/1通につき

その他の料金		
項目		料金額
Baycom WiMAX+5G端末代金		21,780円（端末頭金2,244円含む）

Baycom WiMAX+5G端末のお支払方法は、初回一括払いと分割払いがお選びいただけます。分割払い814円 1～24ヶ月目まで24回 ※契約開始時点に選択したお支払回数後から変更することはできません。

※個品割賦販売契約は、当社が契約者に対し、その契約申込みを承諾したときをもって成立するものとします。Baycom WiMAX+5G端末（以下「端末」といいます。）、個品割賦販売契約成立後、本申込書等に記載の時期に当社から契約者に引渡されるものとし、端末の現実の引渡し完了したときに端末の所有権が当社から契約者に移転するものとします。
※分割払いの場合、繰り上げ返済、一括返済に変更することはできません。ただし、24ヶ月以内に契約を解除されたときは、端末代金の残額をBaycom WiMAX+5Gサービスの違約金と合算して（違約金が発生しない月の解約の場合は端末代金残額のみ）請求いたします。
※クーリングオフについて、提供開始日から8日以内に書面でお申込みいただければ端末購入契約を解除することができます。
※1の契約につき1の端末を購入することができます。

別記		
1新聞社等の基準		
用語		用語の意味
1 新聞社		次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社（1）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること（2）発行部数が1の題号について、8,000部以上であること
2 放送事業者等		放送法（昭和25年法律第132号）第2条第1項第26号に定める基幹放送事業者及び一般放送事業者
3 通信社		新聞社又は放送事業者等にニュース（（1）欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

2 無線機器及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等	
端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）	
3 契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者	
電気通信事業者	
株式会社ペイ・コミュニケーションズ	